

生物多様性条約・第9回遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS） に関する作業部会結果概要（速報）

I. 結果概要

1. 3月22日～28日、コロンビア共和国カリ市において標記作業部会が開催。締約国、国際機関、NGO等500人以上が参加。我が国からは水野外務省地球環境課長を団長に文科省、農水省、経産省、環境省が交渉に参加。
2. 今次作業部会は、本年10月に名古屋で開催される生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）へ向けて、ABSに関する国際的枠組みの案を策定することが目的。
3. 冒頭に共同議長が議定書原案を提示し、これをもとに共通理解の醸成へ向け議論をすることが了承され、各国が各々の意見を表明。一定の歩み寄りが見られたものの、なお、いくつかの主要項目について意見が収束しなかった。
4. 今後の議論の進め方については、以下のとおりとされた。
 - (1) 交渉テキスト
「議定書原案」を今後の交渉のテキストとして採択。その際に、この原案は、共同議長が策定したが、交渉されたものではなく、各国が今後修正する権利を予断するものでない旨を明確化。なお、本文書は、条約第28条に基づき4月18日までに、各締約国に議定書原案として通報される。
また、今後の議論を予断しない前提で、COP10で議定書に合意された場合のCOP後のプロセスを、議定書採択に係るCOP決定原案として採択。
 - (2) 今後の会合
第9回作業部会は一時的に休会（suspend）し、6月末を目途に7日間の予定で同作業部会を再開する（開催経費を我が国は支援）こと、このほかに議長フレンズ会合を開催することとされた。

II. 主要論点

1. 利益配分の対象

途上国側は、利益配分の対象に遺伝資源のみならず遺伝資源から派生した生産物（派生物）も含まれることを明記すべき旨を主張。先進国側は、条約に基づき「遺伝資源」のみを対象とすべきである旨を主張した。

2. 国際的枠組みの実効性確保

途上国側は、資源利用国たる先進国が、①提供国の国内法を遵守して遺伝資源を取得、使用することの確保のための措置をとり、また、②その実効性確保のため、利用国での知的財産権申請、製品の許認可、研究助成等の際の出所開示を要求。

先進国側からは、このような要求に応じる前提として、①利用国側が遺伝資源へアクセスするためには、提供国側の国内法が整備され透明性の高いものである必要があり、②利用国側の対応は、出所開示を含め、柔軟性を確保できるものでなくてはならないと主張。

なお研究のためのアクセスには考慮が払われるとの理解が形成された。

3. 他の国際協定（食料農業植物遺伝資源国際条約（ITPGR）など）との整合性確保

途上国側は、ABSの議定書に整合する形で他の国際協定を実施するべきと主張。先進国側は、国際協定は相互に支持的であるべきであり、ABSの議定書が他の協定に優先させることは不適切である旨指摘。

4. 生物多様性条約発効以前の遺伝資源への対応

途上国側は、生物多様性条約発効以前に取得された遺伝資源についても適用するべきと主張。先進国側は、議定書が発効した後に義務が発生するべきと主張。

5. 伝統的知識の取り扱い

遺伝資源の利用に関連した原住民等が保有する伝統的知識について、新たな国際的枠組みではより明確に位置づけるべきである旨多くの途上国やNGOが強く主張。豪、加、NZ等原住民との関係を律する法的枠組みを有する先進国も参加して、多くの条項が追加された。